

5-5 自動車排出ガス規制強化の推移

(1) NOx

(未規制時の1台あたりのNOx排出量平均値を100とした時の比率：%)

規制年		昭和	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
自動車の種類		47 未規制																																			
乗用車	ガソリン車1)	100	71	39	20		8																														
	ガソリン車2)				27																							3								2	
	ディーゼル車3)	100	80			68		60				52				29		21						16				11				5					
	ディーゼル車4)					68		60				52				29		26				16				12				6							
貨物車	ガソリン・LPG車	100	71	59				32		19						8										3											
	軽量車			59				32		19				8												3											
	中量車	59				39		29				23				13						4								2							
	重量車	100	70	59		42		29				25		20		17				5																	
軽貨物車	100	71	59		39		29				16				8				4														2				
バス	直接噴射式	中量車	100	80			68		56				49				40		26				14		14				10				5				
		重量車1					68		56				49				40		26				14		14				10				5				
		重量車2					68		56				49				40		26				14		14				10				5				
		重量車3					68		56				49				40		26				14		14				10				5				
		軽量車					68		56				49				40		26				14		14				10				5				
		中量車					68		56				49				40		26				14		14				10				5				
	副室式	重量車1	100	80			68		60				52				47				36		24		16				11				5				
		重量車2					68		60				52				47				36		24		16				11				5				
		重量車3					68		60				52				47				36		24		16				11				5				
		軽量車					68		60				52				47				36		24		16				11				5				
		中量車					68		60				52				47				36		24		16				11				5				
		重量車1					68		60				52				47				36		24		16				11				5				
重量車2			68		60				52				47				36		24		16				11				5								
重量車3			68		60				52				47				36		24		16				11				5								

《車両総重量の区分》

軽量車：1.7t以下

中量車：1.7t超、2.5t以下（13年規制以降ガソリン・LPG車は1.7t超3.5t以下）

重量車：2.5t超（13年規制以降ガソリン・LPG車は3.5t超）

重量車1は2.5t超3.5t以下（17年規制以降は中量車区分となる）

重量車2は3.5t超12t以下、重量車3は12t超

注：1）等価慣性重量1t以下のもの

2）〃 を超えるもの

3）車両重量1.265t以下のもの

4）〃 を超えるもの

5）手動変速機付車

6）自動変速機付車

(2) PM

自動車の種類		規制年	平成	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
乗用車	ディーゼル車 注1)				100			40					26			7	
	ディーゼル車 注2)				100				40				28			7	
貨物車・バス	ディーゼル車	軽量車		100				40					26			7	
		中量車		100				36 注3)	36 注4)					24			6
		重量車1			100			36						26			注5)
		重量車2			100				36					26			4
		重量車3			100					36					26		4

《車両総重量の区分》

軽量車：1.7 t 以下

中量車：1.7 t 超2.5 t 以下（17年規制は1.7 t 超3.5 t 以下）

重量車1：2.5 t 超3.5 t 以下（17年規制は中量車区分となる）

重量車2：3.5 t 超12 t 以下

重量車3：12 t 超

注：1) 車両重量1.265 t 以下のもの

2) を超えるのもの

3) 手動変速機付車

4) 自動変速機付車

5) 重量車1については、17年規制は中量車区分となる。

5-6 自動車NOx・PM法に基づく車種規制

	車両総重量区分等	窒素酸化物		粒子状物質	
		排出基準	適用開始日	排出基準	適用開始日
乗用車	ディーゼル車	昭和53年規制ガソリン車並	H14.10.1	新短期規制の2分の1	H14.10.1
貨物・乗合	1.7t以下	昭和63年規制ガソリン車並			
	1.7t超2.5t以下	平成6年規制ガソリン車並			
	2.5t超3.5t以下	平成7年規制ガソリン車並			
	3.5t超12t以下	平成10年規制ディーゼル車並			
	12t超	平成11年規制ディーゼル車並			

5-7 自動車排出ガス等街頭検査結果

(平成17年度)

(単位：台)

区分 検査項目	検査数	適合数	不適合数	不適合の内訳			
				警告	道路交通法 整備通告	告知	道路運送車両法 整備命令
一酸化炭素	1,096	1,082 98.7%	14 1.3%	13 1.2%	1 0.1%	0 0.0%	-
炭化水素	1,070	1,069 99.9%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	-
ディーゼル黒煙	536	526 98.1%	10 1.9%	1 0.2%	-	-	9 1.7%

(注) 排出ガス測定結果の適合・不適合は、自動車排出ガス規制の使用過程車に対する許容限度の適否です。